

令和8年度 大阪市立井高野中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. いじめの基本方針

本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自立した個の育成と支えあえる集団作り、豊かな心の育成」のために「井高野中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめは被害者の生命をも奪う可能性のあるものであるという認識のもと、事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくり等の未然防止に関する取組
- ② 早期発見のための取組
- ③ 相談体制の確立
- ④ 家庭・地域との連携
- ⑤ 校内研修の実施

3. いじめの未然防止についての取組

- ① 自己有用感を高めるために（生徒会活動やキャリア教育の計画等から）
 - ・ 学校行事を通して、すべての生徒に活躍の場と互いに認め合う場となるよう取組を行う。
体育大会、文化祭等の学校行事を通して、一人ひとりに役割を課し、生徒同士協力し合い取り組むことで、生徒同士が労いや感謝の言葉を掛け合うなど、生徒の自信や学校・学年・クラスに対する帰属意識を高める。
 - ・ 日常から生徒の様子にアンテナを張り、心の天気や相談機能等のツールを活用して、生徒の思いを聴くことを大切にし、日頃より生徒の様子を観察し、声を掛けることを心掛けることにより、生徒と教職員の信頼関係を深めるとともにいじめ発生のリスクを予防する。
 - ・ 部活動や学校行事にそれぞれスローガンを設定している。それを基に、それぞれの生徒が目標を設定し、取り組むことにより、集団の一員としての存在感を感じられるようにする。

② いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことをあらゆる教育活動の中に浸透させていく。そのために「いじめ防止対策推進法」に関する教師の校内研修会を実施する。
- ・すべての教育活動を通じて、道徳教育及び性教育の充実に努める。また、人権講話や集会等で個々の違いを認め合うような講話を行う。
- ・家庭と連携して情報モラル教育を推進する。「いた中だより」「保護者会」「懇談会」等の機会に家庭に携帯電話、スマホ、インターネット利用に関しての情報提供や啓発を行う。また、携帯安全教室を行い、望ましい情報モラルのあり方について学ぶ機会を提供する。
- ・教育活動を通して、時間を守ることやルールとモラルの大切さ等について生徒が自律的に行動する姿勢を身に付ける。

① いじめの未然防止に関する取組

	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	全 校 生 徒
1 学 期	○規範意識向上教育 ○学級集団作り ○一泊移住の取組 ○体育大会の取組 ○特別支援教育に関する学習	○規範意識向上教育 ○学級集団作り ○体育大会の取組 ○特別支援教育に関する学習 ○キャリア教育	○規範意識向上教育 ○学級集団作り ○修学旅行の取組 ○体育大会の取組 ○特別支援教育に関する学習 ○キャリア教育	○『生活のきまり』集会 ○新入生歓迎会 ○いじめについて考える日 ○いじめアンケート調査 ○教育相談 ○健全育成教育
2 学 期	○文化祭の取組 ○人権学習 ○校外学習の取組 ○性教育 ○情報モラル教育 ○キャリア教育	○文化祭の取組 ○人権学習 ○校外学習の取組 ○性教育 ○情報モラル教育 ○キャリア教育	○文化祭の取組 ○人権学習 ○性教育 ○キャリア教育	○小中部活動交流会 ○いじめアンケート調査 ○教育相談
3 学 期	○国際理解教育 ○キャリア教育 ○教育相談	○キャリア教育 ○教育相談	○進路指導	○いじめアンケート調査 ○卒業式に向けての取組

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒の様子を観察や生徒の声（日常普通の会話）、心の天気、スクールライフノート、教育相談等のツールを活用し、些細な事も含め教員間で情報共有を行う。週に1度いじめ対策委員会（管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年生指主担（養護教諭、SC））を開催。
- ② 保護者と情報を共有するため家庭訪問や電話連絡を行う。
- ③ いじめアンケート・教育相談の実施

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導は、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は即その行為をやめさせる。
- ② いじめと疑われる行為の発見、相談や通報があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ③ 「いじめ対策委員会」の方針により関係生徒より事実の確認を行い、その結果を当該生徒(加害者・被害者)の保護者に連絡するとともに大阪市教育委員会に報告する。
- ④ いじめは被害生徒の命や安全を守ることを最優先にして、被害生徒とその家族の思いを大切に解決に取り組む。
- ⑤ いじめは生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分認識し、被害生徒や保護者の意向、学校における対応状況を踏まえて犯罪・触法行為がある、もしくは、それが疑われる事案については直ちに警察と連携をとり、援助を求める。
- ⑥ いじめられた生徒、保護者を支援する。また、いじめた生徒へは、なぜそうした行為にいたったのか事情を聴くとともに指導を行う。保護者には、より良い成長に向けた学校の取組方針を伝え協力を求める。
- ⑦ 指導に節目を迎えた後も関連生徒について、追指導を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

① 学校内の組織

- ・いじめの未然防止等いじめ問題について、実効的に組織的として対応するため「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成> 管理職、生徒指導主事、生活指導部長、学年生指主担（養護教諭、SC）

※事案に応じて、特支コーディネーター・担任、部活動顧問等を加える。

<役割> ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・いじめの解消がなされたかどうかの確認と共有、今後の教育方針の意思決定を行う。

<開催> ・定期会議は週1回開催（火曜2限）、全体への共有は月1回（職員会議時に行う）

- ・必要に応じて緊急会議を開催

<年間計画>

【調査等】

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（1学期・2学期・3学期）
- ・保護者対象学校診断アンケート調査 年2回（1学期・2学期）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
年3回:学期に1回

【研修会】

- ・生徒指導研修会（4月）
- ・その他必要に応じて研修を開催する。

② 保護者や地域・関連機関との連携

- ・保護者には学校だより・学年通信等を通じて学校での取組や相談機関の紹介を行う。
- ・学校協議会、青少年健全育成会議と連携を密にし、情報の共有化を図るとともに状況によっては協力を依頼する。
- ・いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。
- ・東淀川警察署、梅田少年サポートセンター、東淀川区役所保健福祉課、こども相談センターとの連携を密にするとともに保護者へ各種相談機関についての情報を発信する。

③ 取組内容の検証

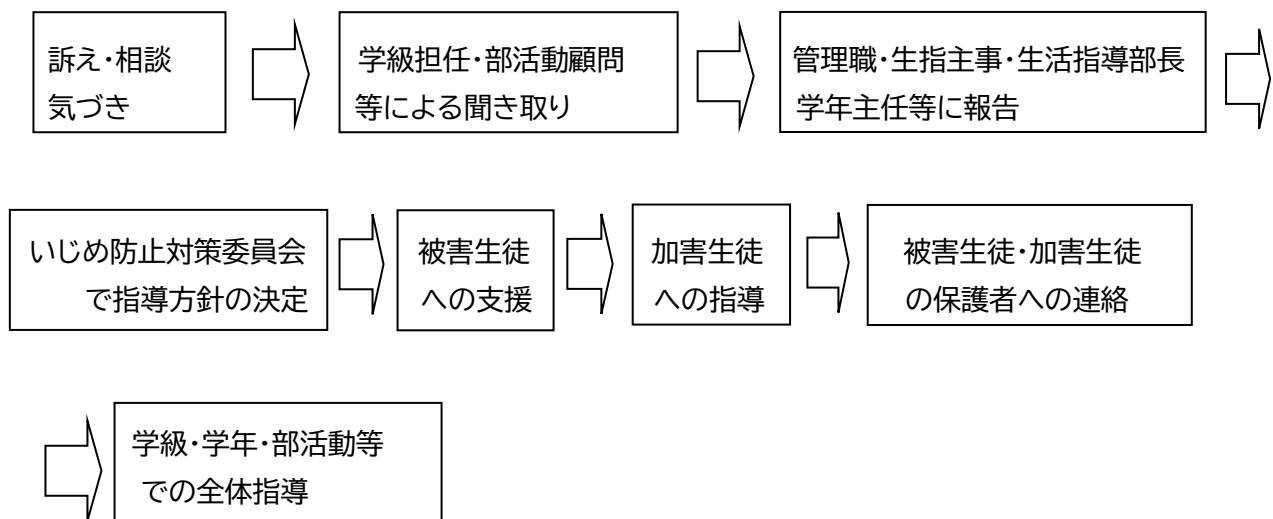
- ・生徒・保護者アンケートの実施と比較

7. 重大事案への対処

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、または、相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされるなど重大事案が生じる恐れがある場合は、次の点に留意しながら対応する。

- ① すみやかに大阪市教育委員会に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に被害生徒・保護者の思いを踏まえ、中立性、公平性の確保に努めながら事実関係を明確にするとともに必要に応じて専門機関や警察等関係機関へ通報し支援を要請する。
- ② 学校が把握した事実について、必要に応じ被害生徒及び保護者に情報を提供する。
- ③ 調査結果について大阪市教育委員会に報告するとともに、その調査結果を踏まえ事態の発生防止のため必要な取組を進める。
- ④ 案件に応じて全校集会や保護者集会、マスコミ対応など管理職を中心として、全生徒への心のケアに当たる。

<いじめ発見の際の流れ>



*学校現場はいじめが起こりうる場所であること。その対応次第で子どもの命が失われる可能性があるということを理解する。その上で使命感を持ち未然防止と発覚後の指導と対応にあたる。謝罪の終了で指導が完結した訳ではない。追指導とアフターケアを大切にする。

- ・ いじめは大人のいないところで行われるものである。
- ・ いじめはエスカレートしていくものである。
- ・ 傷ついていても苦しくても生徒は『大丈夫』というものである。
- ・ いじめは人間の命を奪うものである。
- ・ いじめは直接の被害者加害者以外